

通達甲(警. 教. 術 2)第 4 号

平成 28 年 4 月 15 日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

## ○ 警 視 庁 女 性 警 察 官 合 気 道 訓 練 実 施 要 領 の 全 部 改 正 に つ い て

〔沿革〕平成 28 年 9 月 通達甲(副監. 総. 企. 組)第 15 号改正

このたび、別添のとおり、警視庁女性警察官合気道訓練実施要領(昭和 62 年 3 月 20 日通達甲(警. 教. 術 1)第 2 号)の全部を改正し、平成 28 年 5 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、警視庁女性警察官合気道訓練実施要領の制定について(昭和 62 年 3 月 20 日通達甲(警. 教. 術 1)第 2 号)は、廃止する。

### 記

#### 改正の要点

- 1 女性警察官の合気道訓練は、原則として、自所属又は勤務する庁舎の道場において行うこととした。
- 2 合気道指導員及び合気道主任指導員に対して、集合訓練を実施することとした。
- 3 合気道主任指導員の役割を明確にして、指導体制の強化を図った。
- 4 訓練責任者、訓練推進責任者、訓練立会責任者、訓練推進者及び訓練補助者を定め、それぞれの任務を明確にした。

別添

## 警視庁女性警察官合気道訓練実施要領

### 第1 訓練の目的

女性警察官の合気道訓練(以下「訓練」という。)は、その技能を高めて、警察活動における受傷事故を防止するとともに、体力及び気力を錬成し、士気の高揚と職務執行の適正を図ることを目的とする。

### 第2 定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 合気道師範 合気道指導員及び合気道主任指導員(以下「合気道指導員等」という。)並びに女性警察官に対する合気道の術技の指導を行う者として、警務部長が指定する教養課の警察官をいう。
- 2 合気道指導員 女性警察官に対する合気道の術技の指導を行う者として、警務部長が指定するものをいう。
- 3 合気道主任指導員 女性警察官に対する合気道の術技の指導及び合気道師範の補佐を行う者として、警務部長が指定するものをいう。
- 4 集合訓練 合気道指導員等の合気道に関する技能及び知識の向上を図るために、警視庁本部庁舎、警視庁多摩総合庁舎、警視庁術科センター又は警視庁目黒合同庁舎の道場(以下「本部道場」という。)に合気道指導員等を集合させて行う合気道訓練をいう。
- 5 本部所属 警察署以外の所属をいう。

### 第3 訓練体制

#### 1 教養課

- (1) 合気道師範及び教養課の合気道主任指導員(以下「合気道師範等」という。)は、各所属(教養課を除く。以下同じ。)に対する巡回指導及び集合訓練を行い、この要領に基づく訓練の推進に努めるものとする。
- (2) 教養課長は、合気道師範等が集合訓練を行うに当たっては、各所属の合気道主任指導員を合気道師範の補助者として指定し、合気道指導員の指導に当たらせることができる。

## 2 警察署及び本部所属

所属長は、訓練責任者として、自所属における訓練を計画的かつ確実に実施する責めを負うとともに、次のとおり指定した者を指揮監督するものとする。

区分	警察署	本部所属	任務
訓練推進責任者	副署長(島部警察署にあっては次長)	庶務を担当する課長代理又はこれに相当する職にある者	効果的かつ効率的な年間の訓練計画の策定
訓練立会責任者	警部以上の階級にある警察官のうち、訓練責任者が指定する者(島部警察署にあっては術科教養を担当する係長)		訓練への立会い並びに訓練状況及び受傷事故の有無に係る訓練推進責任者への報告
訓練推進者	術科教養を担当する係長	術科教養を担当する系の警部補	訓練への立会い及び訓練推進責任者の補佐
訓練補助者	訓練責任者が指定する女性警察官	＼	訓練推進者及び合気道指導員等の補佐
<p>訓練推進責任者は、訓練計画の策定に当たっては、自所属の女性警察官及び合気道指導員等が勤務時間に訓練を行うことができるよう勤務調整を行うこと。</p> <p>訓練推進者は、訓練推進責任者の定める訓練計画に基づき、合気道指導員等と連携して具体的な訓練日時、訓練内容等を選定し、自所属における訓練を推進すること。</p>			

## 3 訓練指導者

### (1) 合気道指導員

ア 警務部長は、職員の中から合気道に関する技能及び知識に優れ、かつ、指導能力を有する者を合気道指導員に指定するものとする。

イ 前アの規定による指定は、「合気道指導員証」を交付して行うものとする。

ウ 合気道指導員は、訓練推進者と連携を密にし、自所属及び合同で訓練を

行う所属の女性警察官の指導を行うものとする。

(2) 合気道主任指導員

ア 警務部長は、警視庁術科技能検定規程(昭和52年7月18日訓令甲第15号)に定める合気道検定の5段位以上を取得しており、かつ、巡査部長以上の階級にある合気道指導員の中から、優れた指導能力を有する者を合気道主任指導員として指定するものとする。

イ 前アの規定による指定は、「合気道主任指導員証」を交付して行うものとする。

ウ 各所属の合気道主任指導員は、前(1)のウに規定する指導を行うほか、前記1の(2)の規定による指定を受けた場合は、集合訓練において合気道師範等とともに合気道指導員の指導に当たるものとする。

## 第4 訓練形態

### 1 自所属における訓練

- (1) 警察署長は、自署の女性警察官に対して、毎月2回以上、自署の道場において訓練を行わせるものとする。
- (2) 本部所属の長は、自所属の女性警察官に対して、毎月1回以上、自所属の道場又は本部道場において訓練を行わせるものとする。
- (3) 所属長は、前(1)及び(2)の訓練については、自所属の合気道指導員等に指導に当たらせるものとする。ただし、自所属に合気道指導員等の配置がない場合、自所属の合気道指導員等が休暇、講習、派遣等の理由により不在である場合その他合気道師範等による巡回指導の必要があると認める場合は、「合気道師範等派遣依頼書」により、教養課長(術科第三係経由)に巡回指導を依頼するものとする。
- (4) 本部所属の長(教養課長を除く。)は、前(3)の規定にかかわらず、巡回指導に代えて、合気道指導員等が現在する他の本部所属の長に合同での訓練の実施を依頼することができる。
- (5) 合気道指導員等は、訓練に参加する者の技量、経験、体力等に応じて、術技及び訓練内容を選定するなど、効率的な訓練の実施に努めるものとする。

### 2 集合訓練

- (1) 合気道指導員及び教養課以外の所属の合気道主任指導員は、教養課長が別途計画するところにより、集合訓練に参加するものとする。
- (2) 所属長(教養課長を除く。以下同じ。)は、自所属の合気道指導員等が集合

訓練に参加することができない特別の事情がある場合は、「集合訓練辞退理由報告書」により、警務部長（教養課術科第三係経由。以下同じ。）に報告するものとする。

## 第5 訓練実施上の留意事項

訓練に当たっては、警察官の勤務および活動上の受傷事故防止要領の制定について（昭和37年6月16日通達甲（警. 人. 2）第14号。以下「受傷事故防止通達」という。）のうち、警察官の勤務および活動上の受傷事故防止要領別記の「術科訓練安全管理措置基準」を遵守し、受傷事故防止に万全を期するものとする。

## 第6 報告等

- 1 所属長は、自所属におけるその月の訓練の実施結果について、「合気道訓練実施結果報告書」により、翌月の5日までに警務部長に報告するものとする。
  - 2 受傷事故防止通達第5に定める報告及び公務災害の認定請求の手続は、当該受傷者の属する所属の長が行うものとする。
-